

# 瀬戸内市環境美化条例が制定されました

市では、快適な生活環境の保全や美しいまちづくりを推進するため、市民一人一人のモラルやマナーの向上を図る取り組み、環境美化活動や普及啓発活動など各種施策を、市民の皆さんや事業所の協力のもと進めてきました。

しかし、日常的な視点からみると空き缶やタバコの吸い殻のポイ捨て、飼い犬のふんの放置などは、依然として解消できていません。また、不法焼却行為などの苦情も寄せられています。

このため、市では、関係者が一体となって快適な生活環境の保全や美しいまちづくりを推進するために、新たに禁止行為や罰則等を盛り込んだ実効性のある条例を制定しました。

**■条例の目的**  
市、市民、事業者、土地所有者

や飼い主などが、一体となって地域の環境美化の推進を図り、快適な生活環境の保全及び美しいまちづくりに資することを目的としています。

**■関係者の責務**

**\*市**

条例の目的を達成するため、具体的な諸施策を総合的に推進するとともに、市民の意識の啓発高揚に努めます。

**\*市民**

地域の環境美化に自ら努めるとともに、相互に協力して地域の清掃の実施など、快適な環境づくりを推進します。また、この条例の目的を達成するため、市が実施する施策に協力します。

**\*事業者**

事業活動に伴って生じるごみの散乱防止のため、必要な措置を講ずるものとします。

すぐに回収し、放置してはいけません。

**⑤事業者の回収容器設置と管理**  
自動販売機などにより容器入り飲料を販売する事業者は、販売する場所に飲料缶などの回収容器を設置して適正に回収し、資源化に努めます。

**⑥土地所有者等の管理**  
土地所有者等は、その所有地を清潔に保ち、ごみなどが捨てられないように努めなければいけません。

また、私有地にごみなどが放置

されて周辺の生活環境を損なう状況にあるときは、その私有地の土地所有者等は、そのごみを自らの責任で処理します。

①～⑥の項目に違反する行為について、市は、現地を調査して、その状況に応じ、指導、勧告、命令等の手順で、行政指導などを行います。命令に従わなかった場合には、罰則（5万円以下の罰金）が適用されます。

**■環境美化推進の措置等**  
地域の環境美化の推進を図る



クリーン作戦を行い、まちをきれいにしましょう

ずるとともに、市が実施する施策に協力します。

また、事業所からの排水等について、環境負荷の低減に資する設備の整備に努めます。

**\*生活排水を排出する人**  
公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず、廃食用油などを適正に処理し、公共用水域の汚濁の防止に努めます。

**■規制の対象と具体的な措置**

次の6つの項目が規制(禁止等)の対象となっています。

- ① **ごみ等の投棄の禁止**  
公共の場所や他人の土地に、ごみや空き缶などを捨ててはいけません。
- ② **不法焼却行為の禁止**  
家庭ごみを、基準に適合しない焼却炉や野外で焼却してはいけません。
- ③ **落書き行為の禁止**  
公共の建物や家の塀などに、文字や図形などを書いてはいけません。
- ④ **ふん害防止**  
犬などの飼い主は、犬などをきちんと管理して、公共の場所や他人の土地にふんをしたときには、



不法投棄は止めましょう

ため、7月を環境美化月間と定め、併せてクリーン作戦の日を設けるとともに、環境美化の推進に必要必要な情報を提供いただくため、環境美化推進巡視員を設置します。

**■施行日**  
平成20年4月1日から施行します。

**■問い合わせ先**  
市生活環境課  
☎ 0869-22-1899

## 標準小作料が改定に！

田の部		年間10アール当たり
農地の区分	小作料の標準額	
平坦地のほ場整備済み(パイプラインによる用水)田	10,000円	
平坦地の用水がかりの田	5,000円	
平坦地の池がかり及び山間部のほ場整備済み田	2,000円	
山間棚田	設定しない	

畑の部		年間10アール当たり
農地の区分	小作料の標準額	
牛窓町地区の西脇・牛窓幡・師楽のほ場整備済みの畑(畑かん有り)	10,000円	
牛窓町地区の長浜北安楽・牛窓綾浦・鹿忍野上に相当する畑(畑かん有り)	5,000円	
牛窓町地区の山間棚畑(畑かん無し)	2,000円	
邑久町地区・長船町地区の普通畑	2,000円	

※小作料の額は、おのおののほ場の条件等を考慮し、上記の標準額を参考に、双方協議して決定してください。

■問い合わせ先  
市農業委員会 ☎ 0869-22-0048

